下水道 普及率は県下第２位 水洗化率はもうひといき

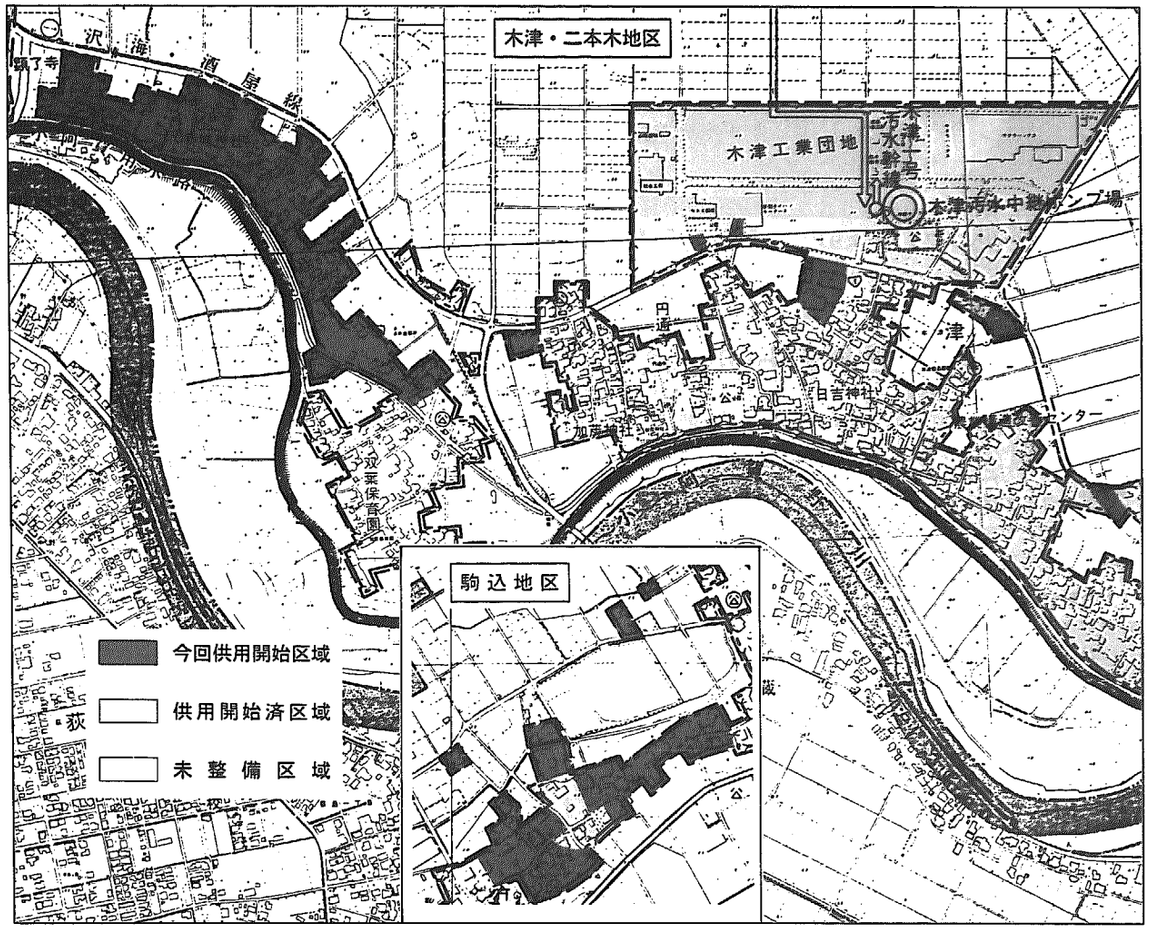

下水道供用開始区域の普及率八十三％に

進む下水道工事

木津・二本木地区の一部と駒込地区の一部約十一㌶の下水道工事が皆様のご協力により完了し、四月から同地区の供用を開始しました。これによりすでに供用開始済の横越地区、二本木地区の市街化区域及び沢海地区、木津上・中地区そして二本木上地区のほぼ全域と木津下地区・駒込地区の一部で下水道がご利用になれます。今回の供用開始により平成八年度末の下水道普及率は八十三％になりました。

水洗化促進にご協力を

下水道工事が終了すると下水道を使用できる日と処理区域が公示され、トイレの水洗化と家庭雑排水を直接下水道に流すことができます。これらの排水設備は公示後速やかに設置するよう法律で義務付けられています。

しかし、昭和五十九年十月に最初の供用開始を行ってから十七年を経過した現在においても、下記の表のとおり水洗化率は低い状況です。ご承知のとおり下水道は、利用してその効果が発揮できるものです。

地域環境整備のためぜひ、早期の下水道利用をお願いします。

◇地区別水洗化率
- ◆横　越　七九・七％
- ◆沢　海　七一・八％
- ◆木　津　五〇・二％
- ◆二本木　五二・六％
- ◆藤　駒　六〇・六％

※うぐいすタウンを含む。

ところで、排水設備の新設、増設、改築等の工事は、町の指定した工事店以外は設備工事が出来ませんので必ず指定工事店に依頼してください。

町では、皆様より早期に接続していただくため、一定の条件のもとに排水設備工事に必要な資金の融資の斡旋と、その利子の一部を補給する制度を設けています。

- ▼融資斡旋額　工事一件につき六十万円以内
- ▼融資利率　金融機関との協定利率（現在利率二・九〇％）
- ▼融資時期　工事検査合格後
- ▼償還方法　最高三十六ヵ月の元利均等月賦償還
- ▼利子補給　水洗化の時期により異なります。処理区域の公示日から
  - ①一年以内の場合　全額を補給
  - ②二年以内の場合　半額を補給
  - ③三年以内の場合　補給はなし

（融資の斡旋はします）

▼横越町排水設備等指定工事店一覧表
- ・㈱伊藤工業　京ケ瀬村　☎0250－67－2626
- ・㈲エスエス工業　横越町　☎385－4425
- ・小木工業㈱　亀田町　☎382－3171
- ・風間建設工業㈱　亀田町　☎381－4962
- ・㈲カンダ設備　横越町　☎385－2369
- ・㈲サトウエンジニア　横越町　☎385－3298
- ・㈲佐藤工業所　亀田町　☎381－3507
- ・㈲サンエツ工業　亀田町　☎382－3146
- ・㈲新設工業所　亀田町　☎381－4633
- ・㈱田中組　横越町　☎385－2037
- ・㈲圓和工業　京ケ瀬村　☎0250－67－4623
- ・山田水道工事店　横越町　☎381－4614

※ご不明な点・詳しいことは、役場・建設企業課にお問い合わせください。

消費税率引上げに伴う水道料及び下水道使用料の料金改定について

消費税の引上げに伴って、平成九年四月の検針日以降の使用量に係る水道料金及び下水道料金につきましては、引上げ後の税率五パーセントが適用されますのでお知らせいたします。

国道49号歩道の愛称名募集

交通安全と街づくり環境整備事業として実施してきました国道49号横越地内歩道整備事業も、平成5年度より事業費約16億円をかけて今年の3月で第一段階完了いたしました。

交通安全および新生横越町にふさわしい歩道として、地域住民から親しみ愛されるような歩道の愛称名を次のとおり募集いたします。

- ○応　募　者　小学生以上
- ○応募の方法　ハガキに住所、氏名、電話番号、愛称名を記載して応募してください。（自作の作品でハガキ１枚につき１愛称とします）
- ○締　切　り　5月15日（木）必着
- ○応　募　先　〒950-02　横越4710番地　役場建設企業課「国道49号横越地内歩道愛称名募集」係
- ○発　　表　広報よこごし・新潟日報に発表、本人通知
- ○　　賞　特選１点、入選５点

人材育成助成事業の活用を 国内十万円・国外三十万円を限度に助成

町では、ふるさと創生事業の一環として、町民等が国内外においての研修、調査及び研究等（以下「研修等」という）を行おうとする場合に、その研修等に要する経費を助成し、町の発展をめざす各分野の人材育成を図ることを目的とした人材育成研修助成事業があります。

積極的に活用して下さい。

なお、対象者等については次のとおりです。

〈助成対象者〉
- ・町に居住している者、又は町内の事業所に勤務する者で町長が適当と認めた者。

但し、小中学生・高校・大学生は除く。
- ・研修の期間は、おおむね五日以上一ヵ月未満。

但し、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

〈助成の対象事業〉
- ・産業振興に必要な知識・技能。
- ・農業・商工業者における経営方法、実践的技術等。
- ・福祉や生活環境整備等の充実に必要な知識、技能。
- ・学術・文化・芸術・スポーツ等の振興に必要な知識、技能。
- ・その他、町の将来の発展に資すると認められる活動又は事業に必要な知識及び技能。

以上、各事業の知識・技能の修得・調査・研究等のための研修。

〈助成する経費〉
- ・受講料又は参加費。
- ・宿泊費。
- ・交通費。
- ・調査・研究等のための経費。

〈助成額〉
- ・助成する経費の額は、国内研修の場合は十万円。国外研修の場合は、三十万円を限度とし、研修等に要する経費の二分の一以内。

但し、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

〈申し込み方法〉
- ・人材育成研修助成申請書を町長に提出する。

〈選考方法〉
- ・研修者の選考は、庁議で審査する。

〈研修者の心得〉
- ・町長が指示した場合、町が主催する事前研修に参加する。
- ・研修終了後三十日以内に人材育成研修報告書を提出する。
- ・研修終了後、研修等の成果を生かし、町勢発展に資する活動や事業に協力する。

〈問い合わせ先〉
役場　総務課（☎三八五－二一一一まで）

奨学資金貸与事業 借入申し込み受付中

- ・大学は貸付終了後据置期間六ヵ月、返済期間は五年以内
- ・短期大学は貸付終了後据置期間六ヵ月、返済期間は三年以内

▼申請書類
- ・所属学校長の推薦書
- ・申込用紙は教育委員会学務課にあります

▼申し込み期限　五月十五日（木）

▼貸付決定　五月末を予定（所属学校長・本人へ通知）

▼問い合わせ・申し込み　総合体育館内町教育委員会学務課　☎（三八五）四四七七

▼対象者の条件
- ・今春入学の大学生及び短大生
- ・町内に一年以上居住している者（修学のため住所を変更した者も可）
- ・経済的理由で修学が困難な者
- ・他の奨学資金（日本育英資金、県奨学金）を受けていない者

▼貸付額
- ・私立大学は月額三万円
- ・国公立大学は月額二万五千円
- ・短期大学は月額二万円

▼貸付期間
- ・在学する学校の最短修学年限

▼貸付利息　無利子

▼返済期間